

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成23年2月23日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：18件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	長期保守管理方針の策定に伴い、「保守管理の実施方針の妥当性評価結果」について所長承認手続きを実施すべきところ、未実施であったため、所長承認手続きを実施及び原因調査後、対応検討	GⅡ	
2	1号機	所内空気系空気圧縮機のベルトに緩みが認められたため、当該ベルトの張り具合を調整	GⅢ	
3	1号機	廃棄物処理建屋の所内空気系空気ろ過器下部よりエアリークが認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
4	2号機	取水設備トラベリングスクリーン装置（D）と同装置（E）間に布設されている電線管に腐食が認められたため、調査後、対応検討	GⅢ	
5	2号機	主タービン潤滑油清浄装置内のカートリッジフィルタ本体と上蓋の隙間より油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
6	4号機	主発電機の点検において、No. 10軸受メタル温度検出器用ケーブル（2本）のサーモカップル被覆部に亀裂が認められたため、当該ケーブルを交換	GⅢ	
7	4号機	消火系のタービン建屋大物搬入口脇に設置されている4号機用採水口の閉止栓取外器具収納用カバー（アクリル製）に破損及び同閉止栓取外器具に腐食が認められたため、当該カバー及び閉止栓取外器具を点検・修理	GⅢ	
8	5号機	残留熱除去海水系ポンプ（A・C）出口ストレーナの防食用亜鉛板に劣化が認められたため、当該亜鉛板を交換	対象外	
9	5号機	ほう酸水注入系ほう酸水タンクレベルが一定状態であるにも関わらず、同タンクレベル低を示す警報が発生するため、当該タンクレベル検出回路を点検・修理	GⅢ	
10	5号機	原子炉建屋1階北側の床面に水溜り（約16リットル、汚染なし）が確認されたことから、現場調査した結果、分解点検中の残留熱除去系熱交換器（A）用海水出口弁の開口部養生箇所から水が溢れたことが認められたため、受け容器を設置及び当該エリアを拭取り・清掃	GⅢ	
11	5号機	非常用ディーゼル発電設備（A）用排気弁の点検において、シートリングに使用限界値を超える摩耗が認められたため、当該弁のシートリング及び弁棒を交換	GⅢ	
12	5号機	No. 3軽油タンク出口ストレーナ前弁に開動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	GⅢ	
13	5号機	ほう酸水注入系ポンプ（A）用潤滑油ポンプが停止中であるにも関わらず、同ポンプの停止状態表示用グリーンランプの不点灯が認められたため、当該ランプ表示回路を点検・修理	GⅢ	
14	6号機	原子炉建屋換気空調系排気ファン出口ダンパ連結ボルトに緩みが認められたため、当該ボルトを増し締め及び当該部を点検・修理	GⅢ	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	6号機	残留熱除去海水系ポンプ（D）駆動用電動機冷却水配管ストレーナ本体のピンホール部より水の微少リーク（20秒間に1滴程度）が認められたため、当該ストレーナを点検・修理	G III	
16	6号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット補機冷却海水系熱交換器（A）の海水出口ドレン配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	G III	
17	6号機	タービン建屋復水脱塩装置エリア用排気ファン（1台）にVベルトの緩みが認められたため、当該ベルトの張り具合を調整	G III	
18	集中環境施設	廃液濃縮系高電導度ドレンサンプ（B）用サンプポンプ（B）グランド部のグランドパッキンに締め代不足が認められたため、当該グランドパッキンを交換	G III	